（違約金等の定めがある契約の提供状況報告）

第二条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の七により、違約金等の定めがある契約の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（継続利用割引等の提供状況報告）

第二条の七　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等（契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金（付加的な機能の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告）

第四条の三　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の三により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告）

第四条の四　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含む。以下同じ。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからニまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の七　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の八　基地局を設置して携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

（契約代理業者への支払金支出状況報告）

第四条の三　電気通信回線設備を設置して携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金（電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。）の支出状況について、様式第二十三の三により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

（移動端末設備の購入を条件とした割引等の提供状況報告）

第四条の四　電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者に対する当該電気通信役務に係る移動端末設備の購入を条件とした当該電気通信役務の料金又は当該移動端末設備の購入代金の割引及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益の提供の状況について、様式第二十三の四により、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の四の二　電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の四の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。